

Title	『水左記』註釈(康平七年七月・八月)
Author	磐下, 徹 / 宮川, 麻紀 / 重田, 香澄 / 久米, 舞子 / 堀井, 佳代子
Citation	人文研究. 73 卷, p.184-169.
Issue Date	2022-03-31
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科
Description	水内俊雄教授授退任記念

Placed on: Osaka City University Repository

『水左記』 註釈 (康平七年七月・八月)

磐下 徹・宮川 麻紀・重田 香澄・久米 舞子・堀井佳代子

『水左記』は平安時代後期に村上源氏の源俊房(一〇三五～一一二二)が残した日記である。平安期の貴族の日記には、儀式・年中行事の様子を中心に、朝廷内外の出来事が記録されている。これらの記事は、当時の政治・行政・社会の在り方を伝える貴重な史料である。

また、『水左記』には一〇六一～一一一三年までの記事が断続的に残されているが、この期間には摂関政治から院政へという政治形態の大きな変化が生じている。このことから、この日記は古代から中世への移行期の様相を知るうえで重要な史料であるといえる。

今回はこうした『水左記』の康平七年(一一〇六四)七月・八月の記事を紹介するとともにその註釈を提示して、時代の大きな転換期である平安時代後期研究の一助としたい。

キーワード…水左記 源俊房 古記録(日記) 註釈 平安時代

一、本稿の概要と凡例

本稿は源俊房の日記である『水左記』の康平七年(一一〇六四)七月一九日～八月二九日条の註釈である。『人文研究』第七一・七二巻、『岐阜聖徳学園大学紀要 教育学部編』第五九・六〇集掲載の註釈(康平五年～同七年(八月))の続編となる。『水左記』の解題等については右記を参照されたい。

康平七年は俊房の自筆本(春夏記と秋冬記の二巻、宮内庁書陵部所

蔵)が残されている。これを底本とし、複製卷子本『水左記 康平七年自七月至十二月』(宮内庁書陵部、一九五四年。以下、複製卷子本と表記)をもとに【本文】を作成した。自筆本であるため、俊房の文字の記し方を細かく観察し、欠損部や抹消された文字も可能な限り判読を試みた。ただし、春夏記は書陵部所蔵資料目録・画像公開システムでカラー画像が公開されているのに対し、今回対象とした秋冬記は公開されていない。また、モノクロ印刷の複製卷子本では読み取れる情報に限界があり、判読に至らなかった箇所が複製残された。これらについては、原本調査の機会を得るなどして改めて観察・検討したい。

本稿の註釈範囲には、当時従二位権中納言だった俊房の貴族社会での立ち位置がよく表れている。彼は関白藤原頼通の養子であり、時の権力中枢である道長に始まる「御堂流」と近い関係にあった。康平七年の頼通は体調不良が続き、俊房は日常的に彼に近侍した。しかし、頼通の体調は徐々に落ち着き、六月一五日には宇治に赴いている。これと入れ替わるように、頼通の娘で、後冷泉天皇皇后の寛子が六月末より不調を訴えると、俊房は寛子の元にも日参している。

この頃になると頼通の宇治長期滞在が目立つようになる。八月七日に宇治に赴き九日に御修法を行って平等院に渡るなど、宇治で過ごす時間が長くなっていく。頼通は康平七年に幾度も辞関白を上表し、引退を示唆するようである。しかし、彼の宇治行きには俊房をはじめ多くの公卿が扈從し、八月二十九日の除目で受領に任じた者は、翌日に宇治の頼通の元で慶び申しを行っている。これは除目の前後になると、「引退」後の道長の元に多くの人々が訪れた様子を彷彿とさせる。いまだ頼通の影響力は衰えていない。

一方、俊房は内裏での公事も疎かにしていない。七月三日には天喜六年（一〇五八）に焼亡した大極殿の再建に関する陣定、七月二七日には相撲内取、二九・三〇日には相撲節会が開催される。この節会には後冷泉天皇も出御している。また、八月四日に積奠、一日は定考、二九日には除目が開催され、俊房はこれらの行事の記録を残している。八月一八日の秋季の臨時仁王会では、俊房は檢校（上卿）として七月末より関係諸事に奔走する。八月九日には宇治での修法に参列

後、急ぎ帰洛して晩頭に仁王会日時勘申を処理している。そのほか、七月二八日には異母弟の師忠の昇殿後初の参内に付き添うなど、記事の内容は豊富である。

なお、今回の註釈範囲には興味深い現象が確認できる。八月一日条の間空き三行目の下部に、七月三〇日条の間空き一行目下部の「卿等無【出】□」の字が写り込んでいる。この経緯は未詳だが、俊房の日記のつけ方や秋冬記の伝来・保管にかかわる可能性が高い。

以下の註釈では、構成や凡例は『人文研究』第七二巻を踏襲した。ただし凡例に左記を追加する。

欠損等はないが、判読に至らなかった文字は◆で表示

また、【註】で引用した史料等の略称に次のものを追加した。

『平安遺文』○○号文書↓平—○○

なお、今回の【註】でも既発表稿の【註】の註番号を示し、該当箇所を参照するよう記している。

今回の註釈も磐下の主催する水左記輪読会の成果である。参加者は本稿執筆者に加え、北村安裕・黒須友里江である。また、一部の積文作成には小瀬玄士氏のご教示を得た。（磐下徹）

二、註釈

（一）康平七年七月

【本文】

はく、大極殿造作の事、資良朝臣死去□諸国に分配すべきか、猶ほ彼国勤むべきか、諸卿定め申すべし。

〔裏書〕廿三日。左府これを承る。諸定む、□人を丹波に任じ、造作せしむべし、てへり。

廿四日、丁亥。晴る。出行せず。

廿五日、戊子。天陰る。早旦政に参る。八月十一日に行はるべき仁

□会料の絶生禁断符の請印なり。政了りて参内す。次で殿下に参り、候宿す。今日◆◆◆◆◆。

廿六日、己丑。天晴る。早旦退出す。午の剋ばかり殿□に参る。次で宮。候宿す。

廿七日、庚寅。雨降る。内府と同車し殿下に参る。御物忌に依り御前に参らず、罷り出づ。今□相撲内取と云々。

廿八日、辛卯。雨降る。相撲延引す。師忠昇殿の後、初めて参る。余、扶持し参る。

廿九日、壬辰。天晴る。今日相撲の事初む。未の時、内侍□々々参上す。出居・侍従、着座す。左大将南殿を下り、奏を取り昇殿し、奏文を以て内侍に付し了りぬ。本の座に復す。

〔裏書〕廿九、召有りて簀子に下り居す。版位を取り、三府出で着す。

出衣・員鏝の円座を置く。立合出づ。一番出で、左勝ち、二番左勝つ。此の間、内豎突重を居う。次将□突重、上卿の後に居え、

次で盃酌有り。次で張席を取りて、□◆◆勝負有り。事了りて退出す。

卅日、癸巳。天晴る。今日の作法例のごとし。召有りて王卿参上す。公卿等、出居・侍従以前に昇殿すること無し。人々以て非と為す。事了りて宮御方に参る。御心地、起こさしめ給ふ。退出す。又、□に帰る。今日の上卿は権大納言信長卿なり。

【註】

(1) 御読経 二二日まで続く。『師通記』永長元年（一〇九六）正月二八日条に「康平七年七月廿一日、有臨時御読事」とあり、内裏（高陽院）で行われた臨時御読経である。註(11) (12) も参照。

(2) 束帯 この直前は底本の欠損により判読できず。俊房は内裏御読経に参入した際、束帯を着していたと考えられる（註(10) 参照）。

(3) 宮 皇后藤原寛子。三月の註(1) 参照。前月より体調不良となる（六月二七日条）。この時は四条宮にいたと思われる（註(7) 参照）。

(4) 早朝宮：帰参す 俊房は前日に寛子のもとに候宿し、翌日早朝に宮を出て昼頃に内裏御読経に参列したのである。

(5) 事 □「事」は行末にあり下は料紙が欠損する。欠損部は「了」などが記されたと推測できる。

(6) 発さしめ □「発」は行末にあり下は料紙が欠損する。欠損部は「給」などの字が続いたと推測できる。

(7) 四条宮 左京五条三坊一町の藤原頼通が所有する邸宅。三月の註(2) 参照。この前後の俊房は不調が続く寛子のもとに日参し、彼女は前夜も体調を崩していること、彼女の父の頼通が四条宮を訪れた理由などを考えると、寛子は四条宮で療養していたのだろう。寛子は三月二日に「始めて」四条宮に行啓し、同一六日に内裏（高陽院）に戻っている。その後、移徙の記事は確認できないので、六月末の病の発症を機に内裏から移ったのだろう。この頃から寛子と四条宮の関連が見出され、のちに同邸を主な居所とした彼女は「四条宮」と称される。

(8) 殿下 藤原頼通。この日四条宮から帰邸している。彼は五月二七日以降、高倉殿を居所としているので（五月の註(3) (40) 参照）、同所に戻った

のだろう。四条宮訪問は、前註のように寛子の見舞いであろう。

(9) 帰亭せしめ□「亭」は行末にあり下は料紙が欠損する。文脈上は「給」などが記されたと推測できる。

(10) 大納言 兼官のない大納言は源師房と藤原信長である(『公卿補任』)。

俊房はこの「大納言」のもとで束帯を着している。父の師房と考えるのが自然だろう。信長は七月三〇日条で「権大納言信長卿」と表記される。なお、俊房が束帯を着したのは、頼通の帰邸に付き添った後、内裏御読経に参入するためだろう。頼通の高倉殿と師房の土御門第は至近である。

(11) 事了り：香有り 臨時御読経では仏事の最後に行香がある(『江家次第』一三、臨時御読経事)。これ以降に御読経の記事はなく、巻数の申文も行われているため(次註)、この日が最終日だったのだろう。臨時御読経の次第については閏五月六日条(註(7))参照。

(12) 申文 御読経などでは、参加した僧や読誦経された経典・巻数を記した「巻数」という報告書が作成される。陣座に移った公卿らは、この巻数を天皇に奏上するための「申文」を行ったのである。註(1) 掲出の『師通記』によれば、今回は天皇の強い意向で実施された(「是殊思食事」)ことから巻数を奏上している。『江家次第』では「近代臨時御読経無申文、非也」とする。また、同書には大納言時代の師房が巻数を内侍所に付けて奏上したこと、中弁時代の源経信が大弁に代わって陣座で申文に従事したことを記すが、官職からこの前後の時期のことと思われる。

(13) 仁王会：ち来る この仁王会は、春秋二期の恒例の臨時仁王会(三月の註(12)参照)。恒例の仁王会では事前に仁王会定が行われる。そこでは、①屈請する僧名を定め、②陰陽寮に日時を勘申させ、③仁王会当日の検校(上卿)の納言・参議を定め、④呪願文を準備する(『北山抄』六、仁王会事や『江家次第』五、仁王会定)。これらは仁王会定の上卿が主催し、これと別に仁王会当日の検校(上卿)が定められた(③)。なお、『江家次第』では④については当日の検校(上卿)が行うとする(『北山抄』も「近代」は検校が行うとする)。この年の秋季仁王会が開催された八月一八日条から俊房が「監校」=検校であることが確認できる。検校は当日までに、⑦大祓と出居として参列する史生・官掌を定める日時の決定、④用度を申請する請奏の処理、⑧公卿らに参列を促す廻文の準備、⑤諸司・堂童子の招集、⑥

殺生禁断官符の請印、⑨屈請を断った僧の代わりにの願請などを行った。本条の「仁王会出居日時勘文」は⑦に関連する。また、俊房は七月二五日に④、八月一二日に⑥、一六日には④を行っている。なお、この仁王会は八月一日に予定されたが(七月二五日条)、八月九日に日時が改めて勘申され、一八日に挙行された。

(14) 出居日時勘文 「居」は行末にあり下は料紙が欠損する。欠損部に文字はないと推測したが、何らかが記されていた可能性も排除できない。

(15) 陣定 天喜六年(康平元年、一〇五八)二月二六日に内裏や中中院とともに焼亡した大極殿(八省院)の再建にかかわる陣定。

(16) 頭弁奏□朝臣 「奏」は行末にあり下は料紙が欠損する。時の頭弁は藤原泰憲(左中弁)。俊房は「泰賢」とも表記するので(康平六年七月一日条、同七年二月二九日条、欠損部は「憲」か「賢」だろう。泰憲については康平六年七月の註(2)及び同七年二月の註(18)参照。

(17) 大極殿造作の事 大極殿再建について天皇から公卿らに諮問があったのである。再建の経緯は本稿末尾の表参照。後冷泉朝でも雑事定(康平元年二月二七日、四月二七日、本日条、治暦三年(一〇六七)三月一三日)や「造八省院行事所」(康平六年六月二一日)・「造大極殿行事所」(治暦三年三月一三日)が設置されるが、治暦四年に後三条天皇が踐祚し、即位式の場が必要となつてから作業は本格化する。同年に大極殿に加え小安殿や会昌門などの造営も進むが、造営の行事弁が勅勘を蒙り作業が遅れ、延久二年(一〇七〇)からは内裏造営も開始され、大極殿の落成は同四年まで遅れた(即位式は太政官庁で実施)。造営事業は担当の公卿(行事)と行事弁、行事史からなる行事所が進められ、師房が行事をつとめている(『土右記』延久元年四月一四日条など)。行事には修理大夫藤原資仲(『土右記』同日条)が、行事弁には木工頭藤原伊房(『帥記』治暦四年一〇月一〇日条など)が加わり、修理職や木工寮の技術・資材が行事所に組み込まれて動員されたと考えられる。詫間直樹「延久度造営事業と後三条親政」『書陵部紀要』四〇、一九八八)参照。

(18) 資良朝：すべし 「資良」は藤原資良。保相男。長元五年(一〇三二)に大膳権亮(『小右記』同年二月二日条、同九年に大膳亮・藏人(『範国記』同年六月二〇日条)とみえる。長久二年(一〇四二)には越後守に在任し

- (18) 『春記』同年二月七日条)、康平三年に皇后宮大進(皇后は藤原寛子。『康平記』同年七月一日条)、翌年に伊賀守とみえる(『同』同年一月二〇日条)。同五年三月に任丹波守(『勘例』、同七年二月一六日の散位藤原信良解案(平一九九一)裏書には「皇后宮権亮兼丹波守」とある。『康平記』康平五年八月二九日条では頼通の木幡詣に家司として従っている。藏人を經て叙爵し、頼通に仕えて受領を歴任した家司受領である。本条によれば、丹波守資良は大極殿の造宮を請け負ったが、果たさずに死去している。平一九九一から康平七年春には生存している、その後丹波守のまま死去したのである。天皇は、大極殿の造宮を引き続き丹波一國に(資良の後任に)負担させるか、あるいは数か國に分担させるかを問ひ、公卿らは丹波一國に負担させるべきと具申ししている(註(21)も参照。『御即位記』(後三条天皇即位に関する部類記、宮内庁書陵部所蔵壬生本など)所引の『京極殿記』(師実の日記)治暦四年五月十一日条では「今年内可被造畢大極殿、而作事丹波一國可勤其事、為諸國勳力可造宮、」との後三条天皇の諮問に対し、関白教通以下は「造作事丹波一國可勤仕之由、先年議定已成」と答えており、この「先年議定」は本条を指しているのだろう。丹波國は大極殿の他に青龍・白虎樓の造宮も負担するが、この時期の同國の瓦の生産力が高かったことなどが理由とされる(『前掲註託問論文』)。
- (19) 死去 □「□」は行末にあり残画からも判読できず、下は料紙が欠損する。欠損部分に文字があった可能性も排除できない。
- (20) 左府 藤原教通。五月の註(10)参照。陣定の上卿。
- (21) 諸定むむべし 増補史料大成本では「諸定以可□人任丹波可令造作」と翻刻する。しかし、複製卷子本では傍線部の文字を確認できない。また、天明三年(一七八三)に康平七年秋冬記の自筆本を筆写した柳原本(宮内庁書陵部所蔵)では「以可勤」とし、破損を示すと思しき線も記す。これらによれば「諸定む、勤むべき人を以て丹波に任じ、造作せしむべし」となり、大極殿の造宮を請け負う者を丹波守に任ずべき、と公卿らが述べた(「諸定む」は「諸卿定む」の意)と解釈できる。註(18)に引いた『京極殿記』では「先年議定」で丹波一國に造宮させることが決まったとあり、この翻刻に矛盾はないが未詳。
- (22) 政 外記政のこと。閏五月一日条(註(17))参照。

- (23) 仁 □會：印なり 「仁」は行末にあり下は料紙が欠損する。欠損部は「王」と推測できる。外記序で仁王會のための「絶生禁断符」に請印されたのだろう。『江家次第』五、仁王會定には「作殺生禁断官符、行請印政」。先今一月許可_レ行。依可_レ遣遠國也」とある。註(13)も参照。
- (24) ◆◆◆◆ この部分判読困難。増補史料大成本は「□」とする。柳原本も文字を筆写せず、破損を示すと思しき線を記す。一文字目は「左」、二文字目は書き損じの文字を抹消、三文字目は「大」、四文字目は「習」、五文字目は「楽」にも見えるが未詳。「習楽」であれば相撲節にかかわるか。複製卷子本を見る限り当該箇所欠損はなく文字は存在する。康平七年秋冬記は全体的に料紙下部の欠損が目立つため、現状に表装される際に紙のずれなどが生じたのかもしれない。
- (25) 殿 □に参る 「殿」は行末にあり下は料紙が欠損する。文脈上は「下」などが記されたと推測できる。
- (26) 内府 藤原師実。時に、正二位・内大臣・左大将、二三歳。康平五年正月の註(17)参照。
- (27) 今 □相撲内取 「今」の下の字は、「日」と書かれているようにもみえるが、「夜」と書かれている可能性もある。ここで、相撲について簡単に述べておく。八世紀以降、相撲節の節日は七月七日であったが、平城太上天皇の国忌を避け、天長三年(八二六)には一六日、宇多朝以降には二七・二八日となる(大日方克己『古代国家と年中行事』講談社学術文庫、二〇〇八)。『江家次第』八、相撲召仰によれば、一六・一七日に上卿が左右次将を召して、相撲節の実施を命じる相撲召仰を行う。つづいて、大月は二六日、小月は二五日に内取という稽古に入る。内取には近衛府内で行う府の内取と、天皇が観覧する御前の内取があり、後者は仁寿殿東庭で行うのが本来の形であるが、『江家次第』の頃には御物忌の時と同様に清涼殿東庭で行うようになった。本日条は御前の内取であり、ここでは左の相撲人が庭中に列立し、天皇が御覧になった後に、左の相撲人同士で一五番対戦することとなっている。その後、右の相撲人もこれと同様のことを行う。内取では相撲人の力量が試され、召合(註(30)参照)当日の出場者や格付けが決定された(新田一郎『相撲の歴史』講談社学術文庫、二〇一〇)。なお、この日の頭書に「召合」、翌日の頭書に「覽相撲」とある。後者は、召

合の翌日に行われる儀式で、前日の優秀な相撲人の選抜戦である抜出と、白丁の相撲人による追相撲からなる。実際には頭書と異なり、二七日に内取、二九日に召合、三〇日に抜出と追相撲が行われたようである。

(28) 師忠 源師忠(一〇五四〜一一一四)。父は師房、母は藤原頼宗女。俊房の異母弟にあたる。康平七年三月一日、元服の日に従五位下に叙され、侍従、左近衛権少将・権中将を経て、貞仁親王(後の白河天皇)の春宮権亮となる。その後、承保元年(一〇七四)に参議となり、権中納言・権大納言を歴任するが、その間に左衛門督・檢非違使別当・皇太后宮大夫(皇太后は藤原敏子)・中宮大夫(中宮は篤子内親王)を兼任。白河天皇の讓位時には院別当となる。康和二年(一一一〇)に大納言となるが、同年秋から出仕しなくなり、嘉承元年(一一〇六)に大納言を辞した。永久二年(一一一四)に六一歳で薨去。師忠の一女が後三条天皇の皇子、輔仁親王に嫁し、源有仁を生んだ。後三条は輔仁を皇嗣に予定したともいわれ、有仁にも即位を期待する声があったため、師忠の朝廷における立場が困難となり、一〇年以上出仕しなかったとも推測される(『平安時代史事典』)。

(29) 昇殿の…参る 『侍中群要』九によれば、昇殿が許された後に初めて殿上の間に参る時、脇陣で蔵人に逢い、参入の由を奏上させたとうえで、日給簡にその名が記される。

(30) 相撲の事初む 二日間わたる相撲召合のうち、初日が行われた。本来の正式な相撲節を『西宮記』では「大節」と称し、それが簡略化したものを「節代」「召合」と称している。宇多朝以降には「召合」と表現され、期日も七月二七・二八日頃となる。召合の儀式次第は以下の通り(『西宮記』四、相撲、『北山抄』二、相撲召合事、『江家次第』)。天皇が南殿に出御し、王卿が参上する。出居次将が侍従を率いて参入し、着座する。左右近衛大将が相撲奏を内侍に付して奏上する。内侍が公卿を召し、上卿が簀子敷座に候す。左将監が版位を置き、左右各一人の相撲長が出居と籌刺の円座を置く。左右三府(近衛・衛門・兵衛府)の次将・佐が床子に着く。立合(相撲人を立ち合わせる人)が進出し、籌刺と府生が着座する。相撲の取組みを十七番行う。一・二番の間に内暨が王卿や出居に衝重を賜い、三・四番の間に御厨子所が御膳を供す。取組みが終わると、勝方が乱声を発し、左が抜頭、右が納蘇利を舞う。なお、今回は楽を奏さなかったようである

(『栲囊抄』)。

(31) 内侍…参上す 内侍が大將や王卿を召すといった内容が入ると考えられる。ただし、大將を含めて「王卿」としている事例も多く、ここには王卿を召すと記されていた可能性が高い(『西宮記』、『北山抄』、『中右記』寛治五年(一一九二)七月二九日条)。なお、俊房は王卿として参加している。

(32) 出居・侍従 底本では「侍侍」と書かれているが、『江家次第』などから「侍従」と書くつもりであったことが推測できる。なお、これらは出居次将と出居侍従のことである(『江家次第』、『前掲』、『中右記』)。

(33) 奏文 底本では、「文」の横に「奏」と傍書されている。これは、「奏」を「文」の上に補っているか、「文」を抹消し「奏」としているか、「文」が「奏」であると補足しているか、といった複数の可能性を想定できる。

(34) 出衣・員鏢 「出衣」は、「出居」のことか。『西宮記』によれば、出居と籌刺の円座を置くこととされている。相撲では出居を三府の次将がつとめる(前掲『中右記』)。「員鏢」は「かずさし」のことか。通常は数差・籌刺・籌指・員刺などと書く場合が多い。勝負を行う時に、勝った回数だけ串や枝を数立てにさし入れ、勝った数を数える係の者。

(35) 突重 衝重のこと。公卿に供する食物を載せる食器台。

(36) 次将…に居え 柳原本は「次将取突重居上卿後」とする。『江家次第』には、「次将取上卿座前衝重居簀子座後欄下」とあり、衝重を簀子座の方へ移している。なお、「将」字の下半分が欠損していて、その下に文字があるか不明だが、他の行の字の位置から推測すると文字がなかった可能性もある。

(37) 張席を取りて 『江家次第』は「若夕陽盛者大臣奏事由、賜左三府將・佐張筵」とし、日よけの張筵を用いることとしており、「晩頭撤張筵」とあるように夜になるとそれを撤去することとしている。

(38) ◆◆◆ 増補史料大成本では「□□」とし、柳原本は読解不可能な字を書いている。

(39) 退出す 増補史料大成本では「令退出」とするが、複製卷子本を見る限り「合」字は確認できない。

(40) 今日の作法 相撲召合二日目の抜出・追相撲が行われた。次第は以下の

通り（『西宮記』、『北山抄』、『江家次第』）。天皇が南殿に出御し、太子が参上する。大臣大将や王卿が昇殿し、出居次将が侍従を率いて参上する。殿上人が着座し、侍従が宜陽殿の座に着く。上卿が簀子敷小筵に候す。左右相撲長がそれぞれ出居の円座を置き、左右出居少将が出居座に着く。相撲人が東庭に列立する。左右の出居がそれぞれ相撲人を一人ずつ呼び、対戦させる。これが抜出であり、二番（楽がない場合は四・五番）終わると次将が勸盃する。その後、白丁の対戦である追相撲、振棒、舞、王卿への酒・熟瓜のふるまいが続く。

(41) 公卿等…と無し 先述した儀式次第によれば、本来は王卿が昇殿した後に出居次将が侍従を率いて参上する。今回は、公卿が出居・侍従より先に昇殿しておらず、それが問題とされた。なお、この部分の文字が八月一日条に写り込んでいる。

(42) 宮御方 皇后藤原寛子。前月より体調不良である。註(3)参照。

(43) 参る 増補史料大成本は「」とし、柳原本は「不」字の後を欠損とするが、ここでは「参」と読んだ。この字は半損しており、下に文字があるか不明である。もしあるならば、「上」か。

(44) 権大納言信長卿 藤原信長。正二位権大納言。五月の註(16)参照。
(一九)二六日条…磐下徹、二七)三〇日条…宮川麻紀

(二) 康平七年八月

【本文】

八月小建（癸酉）

（頭書）

一日甲午金収 天晴。早朝参殿下。臨夜帰家。

（頭書） 八卦御物忌不可西南行

二日乙未金開 天晴。今日参宮。御地頗不快御。臨深更退

出。

（頭書） 駒牽（小川／石川）

三日丙申火閉 臨晚頭雨降。下官入夜参宿。

（頭書） 積奠 北野祭

四日丁酉火建 天晴。自殿参内、次参積奠事。今日少納言

【不】参。input type="text"/>去年【少納言】不参者。仍着寮饗。

（頭書） 困忌 内論議

五日戊戌木除 雨降。有故障不出仕。臨夜参殿宿。

（頭書） 八卦御物忌不可西南行

六日己亥木満 天晴。早日殿下退出。

七日庚子土平 天晴。今晝殿下令御坐宇治殿給。御共人々大内言殿、

宮内卿、余也。

八日辛丑土定 天晴。

九日壬寅金執 天晴。今日於北殿被初御修法三壇。卯剋殿下渡御堂

給。下官今日依【可令】改勤仁王会日時帰洛。臨晚参内仰弁伊房

input type="text"/>日時持授。余取召筥文付同弁

（裏書） 九日。下文。次撤筥退出。

十日癸卯金破 天晴。参皇后宮。御心地頗令発給。

（頭書） 定考

十一日甲辰火危 天晴。未時許参定考。左衛門督為日上。考所一史

失礼。仍於朝所有罰初献云々。常罰酒二三行

（裏書） 十一日。宴座着座之時、公卿者入央間着之。内座人

入自公卿大盤[]之中。

十二日乙巳火成 雨降。今日於里第補闕請。[]^(又昔)弁・史着束帶、盛文書於宮進上〈史献之〉。弁書闕請。上着衣冠。未時許[]^(参)宇治殿。

(頭書) 駒牽〈秩父〉

十三日丙午水収

十四日丁未水開

(頭書) 駒牽

十五日戊申土閉 天晴。自宇治殿未時許帰洛。

十六日己酉土建 天陰。為奏呪願草、参内。

[]^(又今夜)季御読経【御】前論議也。事了奏呪願。[]^(今カ)有駒牽。其上、右衛督。今夜内御物忌也。

雖然就[]^(御カ)奏解文。藏人留解文奏案内。

(裏書) 十六日。返給。上卿帰着陣座。

(頭書) 駒牽〈穂坂〉

十七日庚戌金除 雨降。季御読経終[]^(又也)。下官有故障不参。

十八日辛亥金除 天晴。今日仁王会。下官為監校。早日^(大カ)参大政官行

雑事。未剋許事初。

十九日壬子木満

(頭書) 駒牽〈小乃〉

廿日癸丑木平

廿一日甲寅水定 天晴。今日与内府参宇治殿。

廿二日乙卯水執 天晴。内相府帰洛。下官留[]^(宇治カ)。

(頭書) 駒牽

廿三日丙辰土収

廿四日丁巳土危

(頭書) 駒牽

廿五日戊午火成 天晴。今日殿下可帰給之由、雖被仰延引。

(頭書) 国忌

廿六日己未火収

廿七日庚申木開

(頭書) 駒牽

廿八日辛酉木閉

廿九日壬戌水建 天晴。今有定。有除目云々。[]^(又)処[]^(又)闕国云々。

【書き下し】

一日、甲午。天晴る。早朝殿下⁽¹⁾に参る。夜に臨み家に帰る。

二日、乙未。天晴る。今日宮⁽²⁾に参る。御心地、頗⁽³⁾る不快に御[]。

深更に臨み退出す。

三日、丙申。晩頭に臨み雨降る。下官夜に入りて[]⁽⁴⁾に参り宿す。

四日、丁酉。天晴る。殿より参内す。次で参⁽⁵⁾[]⁽⁶⁾。积奠の

事。今日少納言参らず。[]⁽⁷⁾去ぬる年少納言参らず、てへり。

仍て寮饗に着す。

五日、戊戌。雨降る。故障ありて出仕せず。夜に臨み殿に参り宿す。

六日、己亥。天晴る。早日⁽⁸⁾殿下退出す。

七日、庚子。天晴る。今晩殿下⁽⁹⁾宇治殿に御坐さしめ給ふ。御共の人々、

大納言殿、宮内卿、余なり。

八日、辛丑。天晴る。

九日、壬寅。天晴る。今日北殿に於て御修法三壇を初めらる。卯の剋、殿下、御堂に渡り給ふ。下官今日仁王会日時を改め勘せしむべきにより帰洛す。晩に臨み参内し、弁伊房に仰せて「日時持ち授く。余」を取りて筥を召し、文を盛りて同弁に付し「日時持ち授く。」

（裏書）九日、文を下す。次で筥を撤し退出す。

十日、癸卯。天晴る。皇后宮に参る。御心地、頗る発こさしめ給ふ。十一日、甲辰。天晴る。未の時ばかり、定考に参る。左衛門督、日の上たり。考所の一史、礼を失す。仍て朝所に於て罰酒有り。初献と云々。常は罰酒二三献行。

（裏書）十一日。宴座、已に着座の時、公卿は入「中央間、これに着す。内座の人、公卿の大盤」の中より入る。

十二日、乙巳。雨降る。今日、里第に於て闕請を補す。弁・史、束帯を着し、文書を筥に盛りて進上す（史、これを献す）。弁、闕請を書く。上、衣冠を着す。未の時ばかり、宇治殿に参る。

十五日、戊申。天晴る。宇治殿より、未の時ばかり帰洛す。

十六日、己酉。天陰る。呪願の草を奏せむがため、参内す。季御読經の御前論議なり。事了りて呪願を奏す。今「駒牽有り。其の上右衛門督。今夜内の御物忌なり。然りと雖も御」に就きて解文を奏す。藏人解文を留めて案内を奏す。

（裏書）十六日。返給す。上卿陣座に帰り着す。

十七日、庚戌。雨降る。季御読經終る。下官故障有りて参らず。

十八日、辛亥。天晴る。今日仁王会。下官監校たり。早日太政官に参りて雑事を行ふ。未の剋ばかり事初む。

廿一日、甲寅。天晴る。今日内府と宇治殿に参る。

廿二日、乙卯。天晴る。内相府帰洛す。下官宇治に留まる。

廿五日、戊午。天晴る。今日殿下帰り給ふべきの由、仰せらると雖も延引す。

廿九日、壬戌。天晴る。今、定有り。除目有りと云々。「処」
国と云々。

【註】

(1) 殿下 藤原頼通。康平五年正月の註(15)、同六年二月の註(5) 参照。

(2) 宮 皇后藤原寛子。三月の註(1) 参照。このとき四条宮で療養していたと考えられ、俊房は頻りに寛子のもとを訪れていた(七月の註(7) 参照)。

(3) 頗る不：御 寛子の御心地が優れなかったという文脈から、欠損部分には「坐」もしくはそれに類する字があった可能性が考えられる。

(4) □に参り宿す 欠損が激しいが、「参」の下には「殿」が入るか。翌日条において「殿」より参内しており、頼通邸に宿侍していたことがわかる。残画も「爰」の運筆と乖離はしない。なお、「殿」字は界線下の「二」字分程ある余白に書かれている。「下」字が入って「殿下」と書かれていた可能性、あるいは次行に「宿」があることから、「候」、「侍」等が入って「候宿」、「侍宿」等と書かれていた可能性も排除できないが不明。ただし、ここまでの俊房の筆記の傾向として、本条の「殿」の下に「候」や「侍」が入る余裕はないように見える。

(5) 参「：莫の事 この部分には、俊房の参内後の行動として、大学寮へ向かい、積奠を行った旨が記されていたと考えられる。積奠の概要については二月の註(1) 参照。太政官庁から大学寮に向かう儀については『西宮

記』五、積奠に詳しく、官政が終わった後、官庁東門（あるいは南門）より出て、召使を先頭を下臈より東西二列にて南行し、美福門を経て大学寮東門へ至る。官政がない時は直接大学寮に着した。欠損部分一丁目、残画から「大」または「太」に見えなくもないが不明。直前の「参内」の「内」は「大」の上に重ねて書かれており、参内のことを書き飛ばして大学寮へ向かったことを書きかけ、訂正したものと思われる。故に参内後の行動を示す欠損部分一丁目「大」の可能性が高い。官政については記載がないが、以上のことから行われなかったか。俊房は本年二月一日の積奠において藤原経任の代わりに上卿をつとめている（二月の註（3）（4））。

（6）今日少…に着す 今回の積奠において少納言が参入しなかったこと、前年も同様であったことを聞き、寮饗を行ったと記す。寮饗は、都堂院における講論のあと、大学本寮において参列者全員で行う酒宴で、大学頭、少納言、弁の五位以上が勸盃をつとめる（『北山抄』一、積奠。前年も少納言が不参だったことに「仍て」特段の注記なく寮饗を行っている）、勸盃役不参のため対応を勘案したものの、特に代官を立てる等はずに寮饗を行ったことを示すか。

（7）殿下退出す ここまでのところで、頼通が他所へ移動していたことを示す記述はなく、翌日には宇治に向かっていることから、頼通自身がこの日に移動したとは考えにくい。また、俊房は前日夜に「殿」、頼通邸に参り宿している。これらのことから、「殿下」の上に入るべき「自」を書き忘れた可能性が考えられる。

（8）宇治殿 六月の註（32）参照。

（9）大納言殿 源師房。康平五年正月の註（1）参照。底本には「大内言殿」とあるが、糸幅が落ちたものか。

（10）宮内卿 源経長。四月一七日（註（14））参照。

（11）北殿 宇治において「北殿」と称されたものに、康和元年（一〇九九）に藤原忠実の別業となる富家殿がある。寛治六年（一〇九二）二月六日の春日祭にて、春日へ赴く藤原忠実の行列を見物するため、藤原寛子が富家殿に棧敷を設けた際の記述に「宇治北殿」とある（『中右記』、『為房卿記』）。『殿暦』長治元年（一一〇四）九月一七日条に、宇治滞在時の物忌に関する頼通の例として、「物忌也。雖_レ然自_レ橋内ハ籠_レ物忌也。是故宇治殿御時例

也。物忌軽時ハ北殿をも籠也。小倉同_レ之。」とあり、頼通段階である程度使用されていたことが窺える。併記されている「小倉」は巨椋池南岸に存した泉殿と考えられ、富家殿と併せて、頼通没後、別業としての使用が増えていくことが指摘されている（杉本宏「権門都市宇治の成立」『仏教芸術』二七九、二〇〇五、尻池由佳「権門都市」宇治の形成』『紫苑』五、二〇〇七）。『知信朝臣記』大治四年（一一二九）一月二日条の富家殿焼亡に際しての記事に「此殿宇治殿御時、兼房朝臣為_レ播磨守作_レ之。経三百余年、今日遂焼亡了。」とあり、藤原兼房が播磨守であったことが確認できるのが天喜二年（一〇五四）であることから、本日条の富家殿はこの兼房が造営したものである。なお、『六字河臨法記』では、本年三月六日にここの勤修された六字河臨法が、大臣家による勤修の初例とされる。

（12）御修法三壇 御修法については五月の註（7）参照。三壇の場合、中央に薬師または不動尊、左に如意輪観音、右に聖天または十二天の三壇を設けて行う。

（13）御堂 六月一日には「南御堂」として平等院の阿弥陀堂を指す。今回も阿弥陀堂を指すか。六月の註（31）（38）参照。

（14）仁王会…帰洛す 当月一日催行予定の秋季臨時仁王会について、日時を改めて勘申させる必要があったため、俊房は帰京した。仁王会の準備については七月の註（13）参照。本条は日時改定なので、『江家次第』五、仁王会定の次第のうち、特に日時に関する①弁に仰せて陰陽寮に日時を勘申させ、②弁が日時勘文を上卿に奉り、③上卿が勘文を管に入れて弁もしくは蔵人に付して奏上、④返給されたものを弁に下し、⑤管を史に下げさせて退出、となる。仁王会は当月一八日に実施。

（15）弁伊房 藤原伊房。左少弁兼木工頭。康平五年正月の註（3）参照。

（16）持ち授く 伊房が日時勘文を持参し、俊房に渡したことを示すか。

（17）余…に付し 俊房が、日時勘文を弁から受け取り、文宮から例文等を出し、勘文を入れて、伊房（弁）に付したことを示す。「余取」の下は完全に欠損するが、直前に書かれた日時勘文を受け取っていることから「之」が入っていた可能性が考えられる。続く「召管」と「文」の間の欠損については、該当箇所が管に入る段であること、またそのことを俊房は「盛」と表現する傾向があること（本年八月二日条、九月一日条）、残

画が「盛」の運筆と乖離しないことから、「盛」が入るとみてよからう。

(18) □を下さ 「付同弁」の下は欠損甚だしいが、日時勘申の次第から考えるに、裏書の「下文」へと続く、日時勘文の奏上及び返給に関わることが書かれていた可能性が高い。「付同弁」直下の残画は「令奏」と読んでも矛盾はなさそうだが、字の中心が左にずれること、行間と思しき箇所にも小字の書込みがあるが、余白の位置と周辺に想定される字との整合性が取れないこと等から、別筆や紛れ込みの可能性も含め考える必要がある。

(19) 定考 こうじょう。太政官の長上官の考(勤務評定)を大臣に上申する儀式。毎年八月一日に行われ、前年八月から当年七月までがその対象となった。なお番上官の考は二三日に行われ、小定考と呼ばれる。延喜太政官式¹²³考定条によれば、八月一日に考選文の案が作成される。一日の定考の儀は、太政官正庁において、少納言が考に預かる／預からざる者や上日数(出勤日数)を、弁が政の条数を大臣に読み申し、大臣がそれを承認する。次に朝所に移動して酒饌があり、さらに正庁において宴座・穩座が儲けられた。

(20) 左衛門督 藤原俊家。正二位権中納言。康平五年五月の註(一)参照。

(21) 日の上 日の上卿のこと。当日参入した公卿のうち最上位で、公事の upper をつとめる者をいう。

(22) 考所の一史 考所は、太政官において考選を掌るため臨時に設けられる所。『政事要略』二二、定官中考所引『西宮記』や、『北山抄』七、定考事に「考所少納言・弁・史二人・史生」とある。考所には史二人が配されており、「一史」はそのうちの第一の史を指す。

(23) 朝所 太政官の東北隅にあった金屋。定考や列見などの際、宴座・穩座に移る前に公卿以下がここで酒食をとる。『枕草子』「故殿の御服のころ」の段には、「官のつかさの朝所」について、「屋のさま、いとひらに短く、瓦葺きにて、唐めき(中略)例のやうに格子などもなく、めぐりて御簾ばかりをぞ懸けたる」とする。

(24) 罰酒 饗宴に遅刻した者や失錯の責任者、賭弓の敗者などに、罰として酒を飲ませること。本日条の考所の一史による「失礼」は、儀式のうえで何らかの失錯があったか。また今回は初献から罰酒を行っているが、『西宮記』五、定考には、朝所において「始自二三献、計序失礼(行罰)と、

二三献から失礼の罰を行うことがみえ、違例であったのだろう。

(25) 行 □ 本文「行」は「之」に重書されている。その下には三、四字分程度の残画があるが、欠損があり文字は確定できない。なお増補史料大成本は「之云々」とする。

(26) 宴座 朝廷における節会・大饗・儀式的行事(列見・定考・積奠等)の後に開かれる、宴会の席をいう。宴座に引き続き行われる穩座に比して、公式のものであった。

(27) 入 □ 央間 本文「入」の下に残画があるが、欠損があり文字は確定できない。「自中」であれば、書き下しは「中央間より入り」となる可能性が考えられる。『西宮記』に「着宴座。(中略)上卿(着西南座)。次々々々入(自母屋中央間)、南北相分、次第着座」とある。宴座において、公卿が母屋の中央間より入り着座することを記したものか。

(28) 内座 宴座において、南北二行の対座になった公卿の座のうち、その北側の座席をいう。奥座。

(29) 公卿の入り入る 本文「大盤」の下に残画があるが、欠損があり文字は確定できない。柳原本は「与」とする。『西宮記』の「宴座」記載付近には、大永鈔本頭注及び『西宮鈔』(東山御文庫所蔵)脚注として「大臣已下、弁・少納言已上座、皆立大盤(備饌)」とある。公卿の大盤とは、ここにも見える宴座で公卿への饌を備えた大きな器を載せる脚付きの台であろう。欠損があり解釈は難しいが、宴座における着座の作法について、公卿の大盤の下手側から奥側の内座に回り込むことを記したもののか。

(30) 里第 仁王会の檢校(上卿)である俊房の邸宅を指し、「二六条亭」(康平五年正月の註(14)参照)であると考えられる。次註参照。

(31) 闕請 法会に参会する僧侶が、出仕を辞退すること。法会の上卿は、欠員が生じると、辞退者に代わる請僧を選定する。ここでの法会は八月一日に行われる秋期の臨時仁王会にあたり、俊房はその上卿に定められていた。七月の註(13)参照。『江家次第』五、仁王会定には「上卿著陣補闕請(令參議書之、或弁書之。九条記、參議在座令書之、第二度於上卿里第補之、第三度以下付行事所」とある。本日条は、上卿俊房の里第で行われており二度目の補闕請であったか。一度目の補闕請は底本には記録がないが、日記が欠損する七月一〜一九日に行われた可能性がある。

またこのたびの補闕請は上卿の里第で行われたため、参議の参加がなく、代わりに弁官が補闕請を書いたことが記録される。

(32) 束帯 男性の朝服。参内の際には、原則として束帯を着用する。その基本的な構成は、冠を被り、肌着に大口・単、下着に相・打衣・表袴・下襲・半臂、上着は袍、足は襪に浅沓を履き、石帯で腰を束ね、笏を持つ等といったものである。束帯は身分秩序を反映するものであり、袍には位階ごとに位色があり、文官と武官にも相違があった。

(33) 上 上卿。記主である俊房自身を指す。「上卿」を自らを指す主語として記す例には康平六年七月の註(7)、同七年六月の註(19)がある。

(34) 衣冠 束帯を簡略化した装束。束帯の大口・表袴を指貫・下袴に替え、相・下襲・半臂を省き、石帯を除いて小紐で結ぶ。衣冠は宮中での宿直装束であることから宿衣ともいい、これに対し日中着用する束帯は昼装束といった。このたびの補闕請は上卿の里第で行われたため、弁と史は束帯であったものの、俊房は衣冠でつとめたことが記録されている。

(35) 祝願の草 今月一八日開催の臨時仁王会で用いる祝願文の草。俊房は仁王会検校として、当日の二日前にこれを奏上した。『西宮記』七、臨時仁王会や『北山抄』六、仁王会事によると、前日か二日前に上卿(検校の上卿)が祝願文を奏上、その後、上卿には返給せず、御書所に渡して清書させる。『江家次第』五、仁王会定も同様だが「先会二三日」とする。七月の註(13)も参照。

(36) 参内す 本文ではこの下に「今夜」と書いて傍点を付す。みせけちか。註(39)参照。

(37) 季御読経 春・秋季に大般若経を読経する行事。二月・八月を期日としていたが、春は三月、秋は七月或いは九月に移行することもあった。四日間行われ、春季には第二日に引茶、第三日に論義がある。本日一六日が「御前論議」、一七日が「終」とあることから、今回の御読経の期間は一日(一七日)と判明する。康平六年三月の註(1)(2)も参照。

(38) 御前論議 僧綱に選ばせた僧侶を清涼殿に召して行われる論議。その次第は倉林正次「御齋会および季御読経における論議」(『饗宴の研究(歳事・索引編)』桜楓社、一九八七)に詳しい。『西宮記』五、季御読経事は春季に限って第三日の夕講に論議を行うとする。『雲岡抄』、『年中行事秘抄』も

同様。『小野宮年中行事』、『新撰年中行事』も二月(春季)御読経の項目で論義に触れている。今回の季御読経は時期的には秋季に当たると論義が行われている。『中右記』寛治五年閏七月二六日条・嘉保二年(一〇九五)八月一九日条も時期的には秋季だが、論義が行われている。両事例とともに同年の春季御読経の実施が確認できない。春季或いは春秋合同として開催されたものとも考えられる。本条の場合も本年の春季御読経の実施は確認できない。春季御読経として行われたものか。

(39) 今 今「今」の下は欠損が激しく残画が見えないが、字配りから一文字分に相当する。文脈から「今夜」か「今日」と考えられるが、前者の可能性が高いか。そうであれば、註(36)の「今夜」の抹消は時間を示す字句の重複によるもので、御前論議と駒牽との時間帯の差(駒牽の方がより後)を表現しようとしたものとも考えられる。駒牽が深夜に及ぶことはしばしば見られる(『小右記』永祚元年(九八九)八月二〇日条、『中右記』嘉保二年八月一六日条等)。

(40) 駒牽 諸国の勅旨牧が貢上した馬を牽いて分配する儀式。ここは信濃国の勅旨諸牧に該当する。八月一五日が「牽信濃国勅旨御馬事」の本来の式日(『三実』貞観七年(八六五)二月一九日条、『政事要略』二三、牽信濃勅旨御馬所引『清涼記』)。『西宮記』五、駒牽事によると「依朱雀院御国忌改爲十六日」とあり、天曆七年(九五三)八月一五日期御の朱雀上皇の忌日避けて式日を一六日に変更したという(『北山抄』、『江家次第』も同様)。ただし『九条年中行事』、『小野宮年中行事』、『新撰年中行事』は一五日とし、底本も一五日の頭書に「駒牽」と注す。このように不審な点は残るものの、この時の駒牽自体は、この時期の式日通りに一六日に行われたものであろう。なお天皇の出御はなく、建礼門前で公卿によって執り行われる「大庭儀」が用いられたのであろう。

(41) 右衛門督 底本は「右衛督」。右衛門督と右兵衛督の可能性があるが、右衛門督の藤原能長を指すことは閏五月六日条(註(12))参照。能長については二月の註(14)参照。時に正二位権中納言、四三才。

(42) 内の御物忌 この上に「今夜」とあり、この夜に行われた駒牽と後冷泉天皇の御物忌が重なった状況が示されている。同日に季御読経の御前論議が行われているが、この時間帯はまだ御物忌には当たらず、ここに明記さ

れているように、御物忌は本日の夜から始まる。このことが註(36) (39)に示した「今夜」の記載とも関わるのだろうか。ただし御物忌時にも季御読経自体は御前僧を参籠させた上で開催されることは、『西宮記』五、季御読経事に示されており、『御堂』長保元年(九九九)閏三月七日条・寛弘元年(一〇〇四)三月二十七日条等に実例が見える。

(43) 御 簡所、破損しているが「御」の一部らしきものが確認できる。その下は破損が激しく残画は確認できないが、字の位置取りから一文あると考えられる。なお柳原本は「御所」とする。『西宮記』五、駒牽事でも解文奏上の次第のなかで「上卿就御所」という表現が見られ、「御所」とあった可能性は高い。

(44) 解文を奏す 解文とは「御馬解文」。『西宮記』五、駒牽事によると、担当する馬寮(主当寮)から外記を介して上卿に進上され、確認の後、天皇に奏上されて返給される。貢上される馬を列挙したと思われる。ここで天皇の許可を受け、上卿の指示のもと馬が牽かれ、分配が行われる。御馬解文の奏上は通常であれば蔵人を介し、天皇が解文に目を通して返給される。しかしここでは天皇の御物忌のため、解文を天皇の手元にもたらずのではなく、上卿が蔵人に解文を渡して蔵人が口頭でその内容を天皇に伝え、天皇の意を受けて上卿に返給している。外部から御在所の簾中に文書が入るのを避けるためであろう。このような御物忌時の御馬解文の奏上の方法は、『北山抄』一、牽甲斐勅旨御馬事所引天慶四年(九四一)十一月四日記に「穂坂御馬解文、付蔵人尹風、奏留之、以詞奏聞。即返給之。御物忌儀如之。」と見えている。なお、この記事は『本朝世紀』同日条、『西宮記』『政事要略』一三、牽甲斐穂坂御馬事にも見える。このような御物忌時の措置が駒牽に限らず広く『小右記』、『権記』等に散見することは、廣田いずみ「平安貴族社会における物忌について」(『お茶の水史学』三九、一九九六)に詳しい。

(45) 上卿 右衛門督の藤原能長を指す。この日の俊房は仁王会の上卿として祝願の草を奏上するために参内したが、季御読経の論義が御在所で行われていたため、その終了を待って奏を行った。またその後の駒牽の状況を詳述しており、駒牽に参加していたようである。

(46) 季御読経終る この下の簡所について、増補史料大成本は「了」の上に

「也」を書いたと翻刻し、柳原本はただ「也」とする。しかし複製卷子本では「也」と書いた上に丸印を書いて抹消しているように見える。抹消したとして、その意図は未詳。

(47) 仁王会 秋季仁王会。七月の註(13)参照。なお当年の春季は三月十五日に行われた。三月の註(12)参照。

(48) 監校 検校を指すのだろう。

(49) 太政官に参りて 本来は大極殿を仁王会の会場として用いるが、康平元年に焼亡して以降、いまだ再建が進んでいないため、太政官を用いている。春季仁王会の際にも同様の対応を行っている。三月の註(16)参照。

(50) 宇治殿 頼通は八月七日から宇治に滞在し、俊房も同行。九日に帰京し、さらに二二～二五日に宇治に滞在し、ここで再び師実と宇治を訪れた。

(51) 宇治 底本は「留」以下が破損。「宇」の最終画とおぼしき縦の傍線が残り、続けて「治」の残画が読み取れる。またこの下の簡所は破損しており、スペースから考えてもう一字が存した可能性もあるが、確認はできない。もう一字あったのならば、「宇治殿」とあったか。

(52) 除目 臨時の除目か。「闕国」とあることから、この除目では国司の任命があったのであろう。また翌日の九月一日条に見える受領も、本日の除目で任官された新任の受領だろう。なお俊房は宇治に滞在中であり、この除目の情報も伝聞によるものであろう。

(53) □□処 □ 一文字目は「田」のごとき残画が見える。二文字目は中心線から外れた位置に若干小さめの字があったことが残画から推測されるが、字形は不明瞭で字句は確定できない。四文字目も残画はあるが字句は不確定。なお増補史料大成本は、本文「云々□□処□」の簡所を、「云□□□」としている。

(54) 闕国 除目に際して、国司が欠員となった国を指す。

(一)～九日条…重田香澄、一〇～一五日条…久米舞子、一六～二九日条…堀井佳代子

※本稿は、科学研究費補助(課題番号20K13178・17K13536・21K13111)による成果の一部である。

表 後冷泉・後三条朝の大極殿再建過程

年	月日	内容	出典
(1058年) 康平5年	2月26日	大極殿等焼亡	康平記、中右記(寛治8年10月24日条)、百鍊抄、玉葉(安元3年4月30日条)ほか
	2月27日	大極殿焼亡につき御前定	康平記、玉葉(安元3年4月30日)、百鍊抄
	4月27日	造大極殿事定	十三代要略
	8月29日	大極殿等の焼亡により「天喜」を「康平」に改元	公卿補任、玉葉(安元3年4月30日条)、一代要記ほか
康平6年	6月21日	造八省院行事所を設置	扶桑略記
康平7年	7月23日	造大極殿事定	水左記
治暦3年(1067)	3月13日	造大極殿事定、造大極殿行事所を設置	水左記、十三代要略
治暦4年	5月11～24日	造大極殿事定	本朝世紀、御即位記(京極殿記逸文)、経俊卿記(正嘉元年7月27日条)
	6月25日	大極殿木造始と高御座造営始の日時を勘申	園太暦(貞和4年11月22日条)
	8月2日	造大極殿事始	本朝世紀
	8月8日	大極殿造営奉告の山陵使を定め、応天門で最勝王経を転読	本朝世紀、扶桑略記
	8月13日	山階陵と円教寺(後冷泉陵)に大極殿造営を奉告	本朝世紀
	8月14日	大極殿木作始	本朝世紀、十三代要略、扶桑略記、園太暦(貞和4年11月22日条)
	10月2日	大極殿上棟日時定	帥記、本朝世紀
	10月10日	大極殿立柱・上棟	帥記、本朝世紀、扶桑略記、百鍊抄
	11月17日	公卿らによる大極殿造営現場の巡検	帥記
	12月20日	梁年の造営の可否について陰陽博士賀茂道平に問う	帥記
(1069年) 延久6年	1月26日	御前で梁年の造作について定める	水左記
	4月14日	大極殿瓦葺始	土右記
	4月18日	大極殿定文を下す	土右記
	6月19日	青龍・白虎楼などの上棟	土右記
延久2年	5月5日	大極殿の鴟尾には木製を用いるよう宣旨が下る	百鍊抄
延久4年	3月15日	大極殿に高御座を立てる日時を勘申	経俊卿記(正嘉元年7月27日条)
	3月23日	太政官庁の高御座を大極殿に移す	経俊卿記(正嘉元年7月27日条)、百鍊抄
	4月3日	大極殿落成、額の取り付け	扶桑略記、十三代要略ほか
	4月5日	大極殿装束始	経俊卿記(正嘉元年7月27日条)
	4月15日	後三条天皇大極殿に出御、賜宴、詩会	扶桑略記、百鍊抄、十三代要略、柱史抄(下、帝王部)、本朝統文粹(巻8)、本朝無題詩(巻1)

Annotation of “Suisa-ki” (in Kohei 7)

IWASHITA Toru & MIYAKAWA Maki & SHIGETA Kasumi &
KUME Maiko & HORII Kayoko

“Suisa-ki” is a diary written by Minamoto no Toshifusa (1035-1121 A.D.), who was a court noble in Heian period. In diaries of this period, the events of the court society, which were mainly the state of ceremonies, were typically recorded. Analysis of these records enables to clarify how politics, administration, and society of the time is going on.

In “Suisa-ki”, the pieces written in 1062-1113 have been in existence intermittently. These years correspond to the transition period from the ancient times to the medieval times. Therefore, this diary is an important resource to understand the dynamic transition in the course of history.

In the current study, the pieces of “Suisa-ki” limited in Kohei 7 (1064 A.D.) are introduced with the annotation in detail, and it will be dedicated to the development of the study of the late Heian period.